

箕面公園の設立

丸 山 宏

The Establishment of Minō Park.

Hiroshi MARUYAMA

要 旨

名勝箕面山は明治6年、大阪府の稟申により、一度は公園地に指定されたが6年末には許可が取り消される。同8年、内務省の意向に従い、大阪府は「勝区」に指定する。その後、府会で23、28年に再び箕面公園地設定の件が建議され、明治31年1月、農商務省から許可の指令がある。同年5月に府告示第91号により箕面公園が設置される。その後、明治43年、有馬箕面電鉄の開通により本格的な公園整備が大阪府と電鉄会社両者によって行なわれる。また、明治末から大正にかけて「郊外電車」の発展は、新たなライフ・スタイルとして「郊外生活」を惹起し、箕面を含めかつての府下の名勝地を「郊外公園」として一新し、あらたな価値を付与したといえる。

1. は じ め に

明治初期、大阪府下に設けられた公園は、次章で詳しく述べるように、明治6年、住吉公園と浜寺公園、それに四天王寺境内に設けられた天王寺公園（明治34年に廃止）の3つと、同12年の大浜公園（堺公園）である。31年開設される箕面公園もまた明治6年に一度は公園となっていた。この5つの公園を概観するといずれも「郊外」に偏在していたといえる。「郊外」とは「町ハヅレノ野邊。市街ヲ離レタル地」（『大言海』）であり、明治初期において、今日的な意味で「郊外」が持つ価値観はまだない。

大阪の5公園と明治6年に設置された東京の5公園、上野、芝、浅草、飛鳥山、深川の各公園を比較するとその違いは歴然とする。東京の5公園は明らかに「人民輻輳ノ地」¹⁾である。それに対し、大阪の公園は「古来ノ勝区名人ノ旧跡」¹⁾ではあるが人家まばらな閑散とした土地にあったといえる。比較的市域に近い住吉公園でも「明治の中葉まで、現在の公園の地には未だ人家もなく、唯芦荻の繁茂した低湿の土地」²⁾であった。

この大阪の公園がいわば「人民輻輳ノ地」¹⁾として大衆的な賑わいを見せるのは郊外電車の開設を俟たねばならなかった。

本報告では秋里籬畠の『撰津名所図会』にある名勝箕面山が、近代になり「郊外公園」として積極的な価値観を見いだす過程を実証的に追ってみたい。

2. 箕面公園設定の経緯

周知のように明治6年1月15日、公園設置に関する太政官布告第16号が出され、わが国における公園の法制化が始まる。この布告にもとづき各府県は公園候補地を大蔵省に稟申する。大阪

府の対応は早く、同年、大蔵省へ「府下住吉郡第二区住吉社、豊島郡第一区箕面山及ヒ東成郡第一区天王寺ノ三所ヲ以来公園」⁵⁹⁾（傍点引用者、以下同じ）にしたい旨上申し、6年中に許可される。ただし、大蔵省は境界を判然とするため実測図を提出するよう指令している（正確な時期は不明であるが6年7月から9月中のこと、「大阪府会史」では天王寺、住吉公園は7月大蔵省へ稟申、8月許可となっている⁶⁰⁾）。また、浜寺公園は同年11月稟申され、翌12月旧堺県が裁可をうけて設置する。⁶¹⁾

天王寺、住吉、浜寺の3公園は明治6年がその誕生年になるが、箕面公園については明治6年はその誕生年とはならない（天王寺公園は当時四天王寺境内に設けられたもので明治34年7月に廃止される。後年、内国勸業博覧会場跡に設置された天王寺公園（M. 42. 10 設置）とは異なるものである）。

箕面山は公園設定の許可直後、明治6年末にトラブルが起こる。

大阪府は箕面公園設置にあたり、景勝地の風致を損なわないように、龍安寺が上地前に売却した立木の補償費を官費で支払いたい旨大蔵省に稟申した（箕面山は近代以前、瀧安寺（箕面寺）の領地であったが、明治4年、社寺上地令により境内地を除いて、山林はすべて官有林となった）。これに対し大蔵省は「右ハ事実言フ所ニ違ハスハ辛未年上地スルノ際申出セスシテ何ヲ以テ今日マテ等閑ニ過」⁶²⁾ したのかと問いただし、また売買契約の確証を調査するよう大阪府に指令した。その後の経緯は明らかではないが大阪府にとって不利な状況に陥ったことは間違いない。

翌7年8月、大阪府は内務省に住吉、箕面の公園について上申する（M. 6. 10 内務省の設置にともない公園は該省の管轄となる）。

公園地ノ義ハ名境勝区ヲ撰ミ永ク借案ノ地ニ被相定候ニ付追々着手可申候得共即今何分其運ニ行届不申漸次築造ノ筈ニ候間…⁶³⁾

と断った後、それぞれ住吉が22町3反8畝1歩、箕面が龍安寺境内を除く残り298町3反24歩を公園地にしたいと上申したが、9月28日の指令で住吉公園は「申立ノ通聞届候条四至ノ境界紛乱無之様実測図面相添尚可申出」⁶⁴⁾ と許可されたが、箕面公園は聞き入れられなかった。

箕面山ヲ以テ公園地ト相定メ候儀ハ難聞届候条勝区⁶⁵⁾ノ名義ヲ以存置官事ノ用材有之節ハ伐取候積相心得ヘシ⁶⁶⁾

景勝地が上地前とはいえ伐採契約がなされ、また大阪府が等閑に付していたことはその不許可の理由となりえた。ただ、もうひとつ考えておかねばならないのは大阪府が要求した箕面公園の面積298町歩余りである。公園行政が緒についたばかりの時期に広すぎる面積であったのではないと思われる。そこには用材として利用可能な森林があった。

大阪府は内務省の意向通り翌明治8年2月3日、府告示第38号により箕面山を「勝区」に指定し、公園地の名称を廃する。

箕面山ノ儀ハ是迄公園地ニ定置候処今般内務省ヨリ達ノ旨有之公園地ノ称ヲ廃シ勝区ノ名義ヲ以存置候条撰ニ伐木等致間敷此旨可相心得事⁶⁷⁾

その後、しばらく大阪府の箕面公園問題は頓挫するが、この間、明治14年4月、農商務省設

置にともない箕面山の官林の所管が内務省から農務省に移る。

箕面公園の問題が再燃するのは明治 23 年の府議会においてであった。

この明治 23 年という時期は 21 年 4 月に市制町村制が、同 23 年 5 月には府県制並びに郡制が公布され、いわば地方自治制度の近代化が始まる時期である。

天王寺、浜寺、住吉、大浜の公園についても地方財政の中で明確な位置付けがなされる。

明治 22 年 1 月 24 日、3 条からなる内務省令第 1 号「各府県下公共財産管理方」¹¹⁾ が発令され、これにより大阪府は地方財政の中に公園を位置付ける。

この内務省令に基づき大阪府は天王寺、浜寺、住吉の三公園を市郡連帯の、大浜公園を堺市のそれぞれ特別経済とし、公園維持管理費は「地方税ヲ仰カス枯損木払代貸地料並ニ公債証書利子等ヲ以テ之ヲ支弁」¹²⁾ することを決議する (M. 22. 11. 26 大阪府会)。

それまで天王寺、住吉、浜寺公園の維持管理は「明治九年五月内務省ノ指揮ニ依リ公園ノ貸地料枯損木代其他一切ノ収入ハ公園保存費トシテ蓄積シ府庁ニ於テ之レカ管理ヲ為シ公園修理費及ヒ取締人給料等ニ充用シ来レリ」¹³⁾ と、公園から生ずる収入によって賄われていた。また、旧堺県の請願により明治 12 年 7 月に設置された大浜公園 (堺公園) も同様であった。¹⁴⁾ 実質的には特別経済であったが正式に、この内務省令で公園は知事の管理下にある公共財産であることが明確となった。いわばこういう状況のもとで箕面公園問題が府議会で取り上げられる。

地元選出議員、金丸鉄 (任期 M. 22. 2—24. 3) は箕面公園の設置を明治 23 年 11 月 15 日の通常府会で建議する。

…府下豊島郡平尾村箕面山ノ寺院現境内地ニ接続官林凡ソ五十町歩ヲ市郡聯帯ノ公園地トセラレン事ヲ望ムモノニシテ我知事ヲ經、主務大臣へ建議セントス同山ノ勝景ニシテ公園地ト為スニ適當ナル事ハ日本人ノ眼アル人々ハ勿論外国人マデモ皆賞賛スル所ナリ…¹⁵⁾

この建議に対して「一等官林ヲ無代価ニテ公園地ト為シ地方税ノ經濟ニ属セシメヨト云フハ法律上如何アルベキカ」あるいは名称は官林であるが実質的には公園地と同様でありわざわざ公園にする必要があるのかなどの質疑も出たが大半の議員はこの議案に賛成の立場であった。また、公園地とする利点について金丸議員はその使用権にも言及している。

…一タビ市郡連帯ノ公園地トナリ使用権ノ我ニ移ツルトキハ土地ヲ人民ヘ貸シウタス事モ得ベク現今寺院ハアレトモ宿泊スル事ヲモ出来ズ公園地ト為セバ是レ等モ都合ヨク成リ尚此他ニ利益ヲ得ル事少ナカラズ¹⁶⁾

「勝区」ではなく「公園地」にする意味がまさにここにあるといえる。この建議は同日可決され明治 23 年 12 月 18 日付で「箕面山ヲ公園トナサン事ヲ望ム建議」として府会議長大三輪長兵衛より府知事宛てに提出された。以下はその抜粋である。

…其我都下ノ近郊ニ在ルヲ以テ夙ニ内外国人ノ遊覽賞覽スル所トナリ今日未タ公園ノ名アルニアラスト雖トモ其実純然タル一大公園ノ觀ヲ呈シ現ニ万人ノ偕楽場トナレリ…目下之カ官林ニ属スルヲ以テ今一層人為ノ風致ヲ添ヘ遊客ノ便利ヲ謀ラントスルモ官林取締上自ラ成規ノ存スルアリ復タ之ヲ奈何共ナス能ハス然ルニ明治六年一月十五日布告即チ三府ヲ始メ人民輻湊ノ地ニシテ古来ノ勝地名ノ勝跡等¹⁷⁾是迄群衆遊覽ノ場所ハ永ク万人偕楽ノ地トシ公園ト定メラルヘシ云々ノ旨趣ニ拠レハ是等ノ勝区ヲシテ地方ノ公園地タラシムヘキハ勿論ニシテ今日日本会ノ此希望ヲ表スルハ敢テ不当ニアラサルヘシ…¹⁷⁾

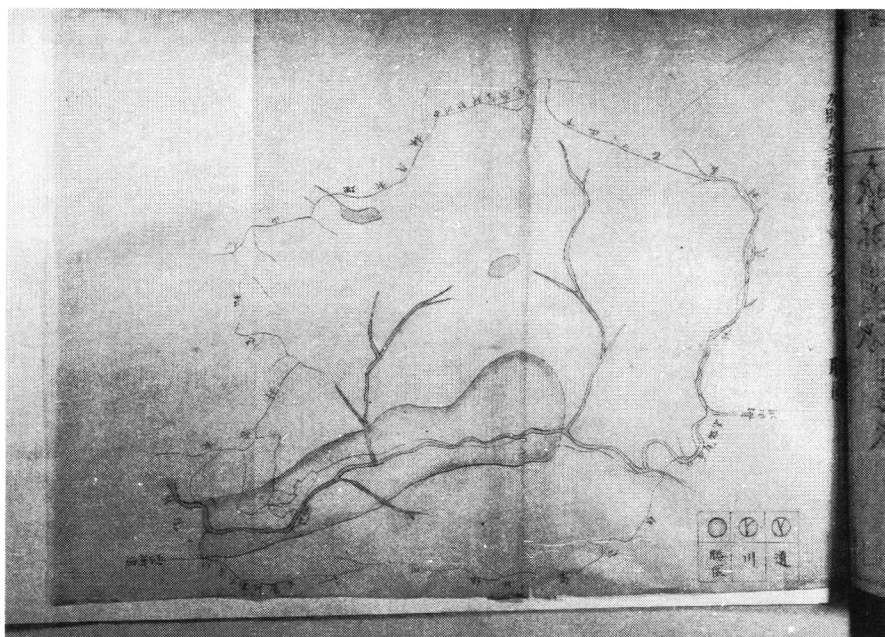


図-1 明治24年、箕面山の「勝区」
図面には「摂津国豊島郡箕面村大字平尾字箕面山官林反別四百五拾町七畝拾八歩ノ内反別凡式拾町八反八畝歩風致ニ関スル勝区」と記されている。
(文献21)の付図)

公園地域は北が滝壺の上，外国人遊歩規程標から，南は龍安寺より大字平尾に接する民有地まで，東西は山頂の尾根まで，およそ 20 万坪（66.7 町），内龍安寺境内が 2,790 坪，残り 19 万 7 千坪余りが官林である。¹⁸⁾

翌明治 24 年 9 月 4 日，大阪府はこの建議をうけて箕面山を管轄している大阪大林区署に箕面山の官林図面の借用を依頼する。3 日後の 9 月 7 日，大林区署は借用を許可する。大阪府は図面の謄写をし同月 24 日に原図を返却した。¹⁹⁾（図-1 参照）

大阪府は箕面山の公園地適否調査のため 9 月 27 日から 29 日まで官林内への実地踏査の許可を得，27 日，「第一課長参事官鈴木馬左也同課属浜生伊八郎第二課属小野駒五郎ノ三名実地検分ノ為メ同地へ出張豊島能勢郡長楠村多信郡書記香阪力立会官林看守人稲田與右衛門ノ案内ニテ実地踏査」²⁰⁾ し，28 日帰庁，29 日復命している。

明治 24 年 11 月 9 日，大阪府は大林区署に箕面山官林について次のように照会した。

…本地ハ其後農商務省之御所管ト相成候附テハ右等之勝区ハ如何之御取扱振ニ相成候哉貴省ニ於テモ尚勝区トシテ存置セラレ其枯損木ヲ生セントキハ更ニ植継キ相成候義ニ候哉又其御取扱振ニ附テハ成規或ハ内規等ニテモ有之義ニ候哉…²¹⁾

大阪府は大林区署の出方を伺った。

大林区署は大阪府の照会に対して直接の担当である浪華派出所に調査を命じ，それに基づき 12 月 22 日に次のように回答した。

…貴府（大阪府—引用者注）ヨリ御引継之節ハ全部等級林ナルニモ不拘実地紅葉ノ名所ニシテ殊ニ瀑布

ノ名ヲ博シ夏秋両期ハ衆人ノ杖ヲ曳キ撰津地方ニ在テハ先ツ勝地トシテ保存ヲ要スヘキ一部アリ之等ハ
 当署ニ於テモ普通事業区ヲ脱却シ風致林トシテ可成風韻ヲ誘ヒツ、アル姿ニシテ他ハ普通事業林トシテ
 着々經營スル方針ニ候…²²⁾

この段階で、箕面公園問題は再び進捗しなかった。再度府議会に登場するのは明治28年の通常府会であった。

地元議員、森秀次（任期 M. 28. 2-32. 6, 32. 9-36. 3 同年衆議院議員へ）が箕面公園の経過を28年11月14日の府会で質問したことに始まる。府の平井属が大林区署との経緯を説明した後、森議員は再び箕面山を公園にする建議の提案をおこなう。

今日マデノ経過ハ了承セリ就テハ本員ハ更ニ建議ヲナシタシ近来ハ箕面山ニ遊フモノ頗ル多キヲ加ヘ撰津鉄道（M. 26. 12 尼崎・池田間開業、阪鶴鉄道の前身—引用者注）其他道路ノ開通ニ依リ前キノ日曜日ノ如キハ四千人内外モ出デ殊ニ避暑時節ノ如キハ外国人モ多ク出掛クルナリ益々公園トナスノ必要ヲ感セリ…²³⁾

12月4日付で「箕面山ヲ公園地ト為スノ義ニ付府会ノ議決ヲ以テ再ヒ府会議長北田豊三郎ヨリ建議」²⁴⁾ が知事宛てに出された。

翌明治29年1月13、14日の両日、再び箕面山へ府の吏員2名が出張、実地踏査を行なった。

2ヶ月後の3月19日大阪府は大林区署に「箕面山官林公園ニ組替ノ件」を照会する。

府下豊島郡箕面村箕面山官林ノ内別紙図面ノ部分ハ楓林ノ勝区ニシテ瀑布ヲ有シ春夏秋冬三季ニ於テ近府県殊ニ当府民ノ杖ヲ曳キ娛樂ノ境ト為スモノ甚タ多シ然ルニ右ハ高山街道ヲ瀑布ニ至ル一路ノ外林内出入ヲ禁セラレ散歩ニ不便ヲ感スル少数年来当府会ハ右高山街道ヲ平尾入口ヨリ瀑布ノ上部外国人遊歩規程標ニ至ル左右両山嶺ヲ限リ公園設置ノ義再應建議ノ次第モ有之調査候処大ニ其必要ヲ認メ今般右公園設置ノ義其筋へ稟議致シ候…²⁵⁾

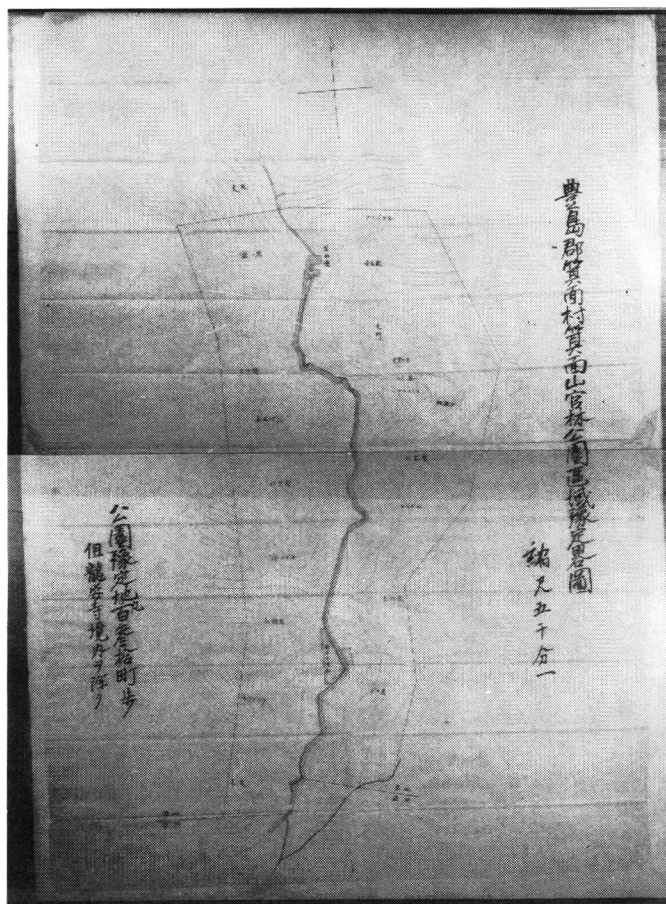


図-2 明治29年、箕面公園区域予定略図（文献25）の付図）

続けて、大林区署においても箕面公園開設に賛意を表わし尽力してもらいたい旨述べている。付図には「公園予定地凡百参拾町歩但龍安寺境内ヲ除ク」²⁵⁾とある。(図-2 参照)

130 町歩とは前回建議のほぼ 2 倍に当たる。

しかし、その後大阪府は大林区署に督促もしたが照会に対する回答は得られなかった。

翌 30 年 9 月 24 日再度「箕面公園設置ノ義ニ付大阪大林区署長内藤確介へ協議」²⁶⁾し、ようやく同年 12 月に大体の合意を得た。12 月 7 日の府会で吉原書記官はこう述べている。

…昨日(12月6日一引用者注)ニ至リ同署長ヨリ公園ニ下付スルト云フ事ノ大体ニツイテハ同意ヲ表ス然レトモ其区域ニ就テハ立会ノ上ニテ定ムベシトノ事ヲ回答シ来リ…²⁷⁾

さらに吉原書記官は公園設置の主務省への稟請は急務である理由を次のように述べ、区域設定の測量費の支出等について府会に理解を求めている。

茲ニ一ツノ難事ト云フハ
明年一月一日以後ハ山林
法ガ施行ニナル事ナリ同
法ガ施行ニナルト同山ハ
保安林ニ組入レラル、由
ニテ其レニ成ルト下付ヲ
受クル事ガ六ツカシクナ
ルナリ依リテ時期頗ル切
迫シ居ル事ナルガ是非本
年内ニ結了ノ積リニテ処
理ヲ致ス見込ミナリ…²⁸⁾

12 月 8 月、「第一課属箕浦元第二課属堀重太ノ兩人同山へ出張大阪大林区署員林務官補後藤房治宮林主事楠戸伊三郎ト立会実地ヲ査定シ区域ヲ協商ノ上面積ヲ定」め 14 日に再度大林区署長に照会し即日同意ヲ得た。²⁹⁾

同日付、つまり明治 30 年 12 月 14 日付で「公園設置ノ為メ官林下付ノ義ニ付農商務内務両大臣へ稟請」²⁹⁾した。ここにきてようやく主務大臣への稟請となったわけである。

翌明治 31 年 1 月 29 日、

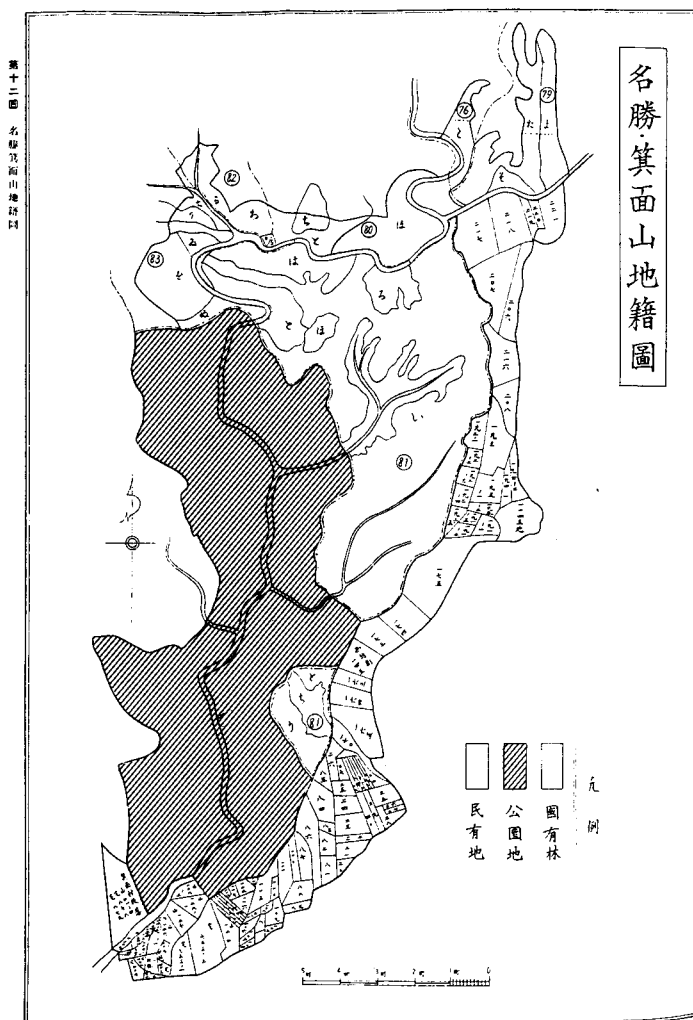


図-3 明治31年、箕面公園設定時の公園区域
(原図は『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告第二輯』
(S. 7. 3) の付図)

「公園設置及官林組替ノ義聞届ノ指令」があった。²⁹⁾

同年5月17日に大阪府は箕面山官林256,153坪（85町歩余り）を公園地として大林区署より引き継ぐ。³⁰⁾

3日後の5月20日、大阪府告示第91号により箕面公園が設置される³¹⁾。明治6年公園設置上申以来、四半世紀を経たことになる。（図—3参照）

しかしながら、翌明治32年4月17日法律第99号、国有土地森林原野下戻法の制定公布により箕面公園地は旧所有者の龍安寺に帰することになる。

明治35年11月15日、行政裁判所の判決により箕面公園は龍安寺ノ所有となった³²⁾。しかし、下戻法の第5条「第二条ニ依リ下戻ヲ受ケタルモノト雖公用又ハ社寺境内ニ供セラルルモノハ公用又ハ社寺境内ヲ廢シタル後ニアラサラハ權利ヲ行使スルコトヲ得ス」³³⁾の規定のため所有権はあるが公園が設定されていたためその林野は公用とみなされ、龍安寺はその権利を行使することができない状況に陥った。

結局、公園地を大阪府に売り渡すことになる。

大阪府は明治39年12月1日、「大阪府公園會計ニ関スル規程」を府会に提出し、同月19日に議決される。その第5条、附則に「箕面公園土地買収ノ費用ハ一般會計ヨリ之ヲ補充ス」³⁴⁾とある。なお、この規程により従来住吉、浜寺公園と箕面公園は2つの特別会計として分けられていたが、40年度より1つの特別会計に整理されることになった³⁵⁾。

規程の第6条にあるように明治40年度から施行され、明治40年10月、大阪府は箕面公園地、85町3反8畝13歩（256,153坪）を買収、翌月11月5日、所有権移転登記を済ませ、同月8日、代金2万円を龍安寺に支払った³⁶⁾。これでようやく箕面公園は大阪府の所有となる。また府は公園敷地を不動産として持つことになる。

大正期に入ると大阪府は本多静六に「大阪府公園ノ改良方針」³⁷⁾を委嘱し、浜寺、住吉公園とともに箕面公園についてもその意見を求めた（大正2年頃）。箕面公園はその面積の割に地形が急峻であり、その利用は限られると断りながらも「順路ニヨリ此等新道其他改良ニ関スル要点」について38項目をあげて述べている。道路の改修、歩道新設の注意事項、道標、案内板の設置等。また、植物名の表示についても「通例「トタン」板ヲ長サ三寸五分幅二寸五分位ニ切りコレニ仮名ト漢字ト羅匈字ヲ以テ其名ヲ記入シ…」³⁸⁾と事細かに指示している。さらに「公園外ニ大運動場ヲ設備シ花園ヲモ設クルコト但箕面電鉄会社ニ交渉シ会社ノ事業トセシムルヲ宜シトス」³⁹⁾という提案もしている。かれの意見がどれほど実行されたのかよくはわからないが、大阪府が当時の造園の泰斗、本多静六に公園の改良方針を依頼したことはその熱意のほどが理解される。

また大正13年5月には公園地に接続している国有林地内に3,470間におよぶ回遊道路が竣工する。この回遊道路設置の経緯は明治44年に遡る。

明治44年12月5日、大阪府会議長中谷徳恭は大阪府知事犬塚勝太郎に公園地拡張に関する意見書を提出する。

…箕面公園ニ接続シテ箕面国有林參百六拾四町五反七畝歩アリ浜寺公園ニ接続シテ官有浜地五万七千八百四拾壹坪アリ共ニ之ヲ無償ヲ以テ府ニ交付方ヲ稟請シ其全部ヲ公園地域ニ編入シ以テ適当ノ設備ヲ施サンコトヲ望ム⁴⁰⁾

これに対して大林区署から「公園ニ接続スル国有林ハ風致保護上林木撫育並林相整理ニ必要ナ

ル伐採ヲ施スニ止ムル等森林施業ニ制限ヲ加ヘ又瀑流ノ水源涵養ニ必要ナル区域ハ之ヲ禁伐林トスル趣」⁴⁰⁾ であるという回答があり、国有林無償譲渡は聞き入れられなかった。大阪府はその後も執拗に国有林の公園地編入を希望する。

大阪府は大正 11 年 2 月 9 日付で再び「国有林ヲ公園地域ニ編入ニ付稟請」をする。327 町 6 歩を公園に編入し、その第一着手として「登山廻遊道路」を設置したいと述べた。公園拡張の理由には近年、人口の増加、工業の発展のため市民は「黄塵熱鬧ノ裏」にあり、箕面公園は「都市ニ於ケル民衆ノ肺腑ヲ清純ニシ神氣ヲ暢達ナラシムル唯一ノ享樂地」⁴⁰⁾ であると。さらに興味深いのは「郊外生活」について言及しているところである。

近時民衆ニ於テモ公休日ニハ郊外ニ出テ或ハ団体的ニ遊樂ヲ試ミル者年々激増ヲ加ヘ殊ニ春秋ノ候郊外電車及鉄道ニ依リ旅行スル者約千二百万人ヲ算スルニ至レリ…益々郊外公園ノ設備ヲ完成シ…⁴⁰⁾

しかしながら、7 月 31 日付、大阪大林区署内の「覚書」にはこう書かれていた。

大阪大林区署トシテハ箕面国有林ヲ公園地域ニ編入ハ認シ難キ旨ニテ一件書類ハ其儘ニ保留セル由⁴⁰⁾

回答保留の状態が続いていたが、大阪府は既に「登山廻遊道路敷設工事費」が府会で議決され、本年度において施行しなければならない事情もあり、11 月 30 日付で具体的な計画書を添付し「公園廻遊道路敷設ニ付国有林無償使用ノ件」⁴⁰⁾ を大林区署に嘆願している。道路敷地は 5 町 2 反 9 畝歩であった。翌 12 年 1 月 11 日、大阪大林区署で両者の協議が行なわれる。大阪府から大屋霊城技師を含め 3 名、大林区署から 5 名が出席した。道路敷地に伴い国有林内の管理、林産物の損害補償等の問題が取り上げられたが、まず、直接の担当である京都小林区署と連絡を取り、道路敷地に必要な実測を大阪府が行うことで双方了解した。府は 1 月下旬から 1 ケ月かけて測量を行なった。また一方で道路がその境界を通る隣接の萱野村との協議、調整も行なっている。

あらためて、大阪府は 5 月 7 日「箕面公園廻遊道路新設ニ付国有林無償使用ニ関スル件」⁴⁰⁾ を京都小林区署に照会した。さらに 11 月 1 日には 6 項目の使用条件を大林区署に提出している。「休憩所ノ周囲ニハ適当ナル棚ヲ設クルコト」等、大阪府としてはかなり譲歩したものであった。

ようやく、12 月 8 日大林区署より承諾の旨の通知があり、同月 20 日貸借契約がなされた。面積は実測面積で 1 町 2 畝 20 歩、約 5 分の 1 に縮小された（道路敷、6 反 6 畝 19 歩、休憩所、3 反 6 畝 1 歩）。また貸借期間は 15 年、無料となった（T. 12. 12 - 27. 11）⁴⁰⁾。

公園拡張はならなかったものの廻遊道路の敷設は実現した。このように大阪府は箕面公園に対し積極的な整備を行なってきたといえる。その背景には「大正九年末ノ調査ニ係ル工場数五千九百二十従業員人員十六万千百三十三ヲ算シ到ル処黒煙日ヲ蔽フノ状態ニシテ保健上寒心ニ堪ヘサルモノアリ…」⁴⁰⁾ という都市環境の悪化があり、また人口圧に対する安全弁として「郊外公園」整備の志向があったと思われる。

3. 箕面公園と箕面電鉄

箕面公園の本格的整備は箕面有馬電鉄の開設がその契機となる。もちろんそれ以前、箕面公園が設置されるまでも道路の整備がなされたことはある。地元平尾村民が明治 19 年、龍安寺岩本坊に達する 400 間ほどの新道を普譜したりしている⁴¹⁾。

また、公園設置後の明治 36 年には「池田町ヨリ本村箕面公園ニ達スル呉服街道々路改修ヲ起

工シ、之レカ成功ヲ達スルヲ得タリ」⁽⁴²⁾。この改修は同年大阪市における第5回国内勧業博覧会開催に起因する。その後も道路あるいは護岸の修繕などがなされている。

しかし、箕面有馬電鉄敷設は今まで以上に公園整備に強いインパクトを与えたといえる。

大阪の梅田から西成、豊能の両郡に入り、箕面公園、池田、宝塚への路線が全線開業するのは明治43年3月10日であったが、それに対応する動きがすでに明治41年には見られる。

「箕面村事務報告書」からその状況を見てみたい。

箕面村は明治41年5月14日、府に対し「近ク明治四十三年ニ開通ノ計画ト聞ク箕面有馬電気軌道停留所ノ予定地、大字平尾小字柏ノ木ヨリ箕面公園ノ入口タル一之橋ニ至ル箕面街道ヲ、幅員参間ニ改修ノ計画ヲ以テ、明治四十二年度ニ於テ府税工事補助予算編入ノ具申」⁽⁴³⁾をし、府からは補助金1,000円を得ている。

42年には上記箕面街道の改修について「昨年来交通機関ノ発展ニ伴ヒ著シク土地其他ノ価格暴騰」⁽⁴⁴⁾し、予定の金額では不可能である状況を伝えている。43年においても改修工事の一部を施工し残りは次年度に継続することを事務報告は伝えている。箕面公園に至る道路が整備されていく状況が理解される。

箕面有馬電鉄は周知のように阪急電鉄の前身である。『日本鉄道史』にはこう書かれている。

箕面有馬電気鉄道ハ明治三十九年四月大阪市土居通夫外七名ノ発起ニ係リ大阪市ヨリ箕面、宝塚、有馬ノ勝地ニ交通ノ便ヲ開キ併セテ猪名川附近ノ物産ヲ搬出セントスルノ目的ヲ以テ起リ…⁽⁴⁵⁾

上記発起人はもと阪鶴鉄道の関係者たちで明治39年3月31日に公布された鉄道国有法により阪鶴鉄道が買収されたため、すでに阪鶴鉄道の支線として免許を得ていた大阪一池田間の路線を生かして箕面一池田一宝塚一有馬間、宝塚一西宮間に箕面有馬電気鉄道（M. 40. 6有馬電気軌道と変更）の社名で計画したものである⁽⁴⁶⁾。

のち明治41年6月、小林一三が発起人に加わり、以後かれの商才が遺憾なく発揮される。（図一4参照）

さて、明治42年の有馬電気軌道開業広告には箕面公園が全面的に登場する。広告にはこう書かれている。

汽車賃と人力者賃だけでも一円二三十銭つかつて箕面公園に集る紅葉見の都人士が毎日一万人以上あります、此盛況を御覧になる諸君よ!!電車が開通して五分毎に発車し僅に十五銭以内の賃銭で二十五分間に一寸遊びにこられることとなりましたならば、どれほど沢山遊びに来る人が殖えませうか?⁽⁴⁷⁾

明治43年3月10日、大阪毎日「箕面電鉄の開通」の見出しで開業の記事をこう記している。

箕面有馬電気軌道株式会社

資本金 五百五十萬圓
 株式総額 五百五十萬圓
 第一期 大阪府田尻町及箕面町十八町
 開業予定日 明治四十三年四月一日

大阪府田尻町及箕面町十八町
 電話 四三三二九番

代表取締役 下 南 岡
 取締役 小林 一三
 取締役 方 次郎
 取締役 本 兵衛
 取締役 水 太郎
 取締役 上 田 幸

図一4 雑誌『電気界』に掲載された広告（明治41年11月）（文献47）のp. 5より転載）

箕面有馬電鉄はいよいよ本日より運転を開始することになったが電車は南海鉄道と同式の八十人乗りで至つて乗心地がよい…石橋迄引返して箕面行に乗ると春風一駛六七分間で箕面公園の入口（平尾村）に着く、公園一の橋まで僅に二丁余、今は見るべきものなけれど紅葉の頃は左こそと思はる…

さらに、同日の大阪朝日は「京阪、箕面電鉄紀念号」と題して特集を組んでいる。（京阪電鉄は同年4月15日に大阪天満橋—京都五条間が開通する。）それぞれ「京阪電鉄の線路伝い」「箕面電鉄沿線の名勝」と各沿線の見所案内を掲載した。箕面公園はこう記されている。

石橋で分れて東北に向ふ電車は、南は千里山、北は妙見山脈の間を走つて公園の入口に横付けとなるこの停留所は全線中での呼び物である、ラケット形の空地に設備と趣向が施されたら一層見栄えがするだろう…今まで池田の町外れから俤（人力車—引用者注）やガタ馬車で揺られて行つたのが梅田からタッタ二十三分で来られるので春夏秋冬それぞれの山の趣は之から朝飯前に見られる…

また、大阪朝日は箕面公園に新聞縦覧所（「絳雲楼」と「朝日楼」）を設けていることを終わりに宣伝している。

さらに、明治43年11月1日には箕面動物公園を開園する（大正5年3月31日をもって廃園）。また、「翠香殿」という舞楽堂もつくっている。大正初めには次のような記載が見られる。

本社（箕面有馬電気軌道—引用者注）の成立以後、特に此山の施設に、十二分の注意を払ひ、資金巨額を投じて大動物園を設置し、翠香殿と称する檜皮葺の、舞楽堂をつくり、園内至るところに、茶肆酒肆を設け、ベンチを備へつけ、花火イルミネーションを装置し、為に、旧觀を一掃して、洵に、東洋唯一の公園たる權威を具備するに至れり⁸⁹⁾。

当時、大阪市近辺には動物園がなく、この施設は好評を博していた。一枚刷案内書の『日本一のお動物園』にはこう書かれていた。

梅田より僅に三十分、ライオン、象其他珍らしき動物無数、四季の草花絶る間なく咲き乱れ園内の眺望よき処に無料休憩所あり翠香殿にて一月十五日土曜日曜に面白き余興種々あり⁹⁰⁾

翌44年10月には箕面動物園に山林子供博覧会を開き、「日本一の動物園、雀の宿は御隣か、かちかち山はこの奥か、登ろう登ろうおもしろい（2番）」というような「山林こども博覧会唱歌」⁵⁰⁾もつくられている。

箕面有馬電気軌道は公園内に積極的に施設を設け行楽客を誘致したわけであるが、その行楽客を相手にする茶店、旅館も増えている。電気軌道開通が報ぜられる以前は11軒であった。公園地使用許可を受けた年は明治34年から38年の間である。開通の見込みが報ぜられた後は30軒が使用許可を受け、うち明治41年が14軒と最も多い。一時期茶店、旅館は40軒ほどにふくれあがったことになる³¹⁾。

『箕面有馬電鉄沿線遊覧案内』（明治43年7月刊）にはいくつかの「旗亭」が見える。

…現時旗亭としては千秋館、対泉閣、めん茂支店、琴の家、羽田楼、菊水、紅葉楼等その尤なるものなり、その他茶亭の如きは、各所に床几を陣ねて遊人を邀ふるあり、清遊を十分ならしむるに於て些の不便を感じず³²⁾。

昭年3年12月刊の『名勝案内全国著名旅館名録』には一方亭（旧千秋館）、吉田屋、琴乃家、豊田屋、紅葉楼、丸屋、菊水、山水楼の名が上げられている⁵³⁾。

さきに「イルミネーションを装置し」という記述があったが、箕面有馬電気軌道は大正期に公園内に電灯を付設する。すでに明治41年10月1日に沿線各町村、会社経営の住宅地に対する電灯電力供給事業を出願し、43年3月4日には許可されていた。

大阪府は大正4年5月1日、箕面有馬電気軌道との「箕面公園電燈ノ件」について契約書案を起草している⁵⁴⁾。

箕面公園電燈建設ニ付箕面有馬電気軌道株式会社へ交渉ノ結果電球代ヲ除ク外総テノ設備費ハ会社ニ於テ負担シ左記料金ヲ以テ点火スヘキ事ニ相定メ候…⁵⁵⁾

電気料金は「タングステン四百燭光」「一個一ヶ月七円七銭」で200燭光は1ヶ月、3円61銭であった。大阪府は5月から11月の7ヶ月間、400燭光12個、200燭光6個を点灯し、12月から3月まではそれぞれ9個と3個に減ずる予定を立てている。電気代はしめて1,388円55銭にもものばる⁵⁶⁾。

同月21日付で府知事大久保利武と取締役社長平賀敏との間で契約がなされた。

箕面有馬電気鉄道は箕面公園への行楽客を運ぶだけでなく、核となる諸施設を公園内に設け、公園地自体は大阪府の管轄であったが、ある意味で積極的な公園経営を行なったのではないかと思われる。

4. 結びにかえて—郊外電車と公園—

明治末から大正初期にかけて大阪にいわゆる郊外電車が順次、誕生する（表－1参照）。箕面有馬電鉄もそのひとつである。郊外電車発達の背景には商業都市大阪の急激な膨張がある。市内に十分な住宅地が確保できず、必然、郊外に住宅を求めざるを得なかった。これは大阪ではもと

表－1 大阪における郊外電車と沿線の公園、及び遊園地

	開業年	公園（開設年）	遊園地（同）	備 考
南 海 鉄 道	M. 31. 1	浜寺公園（M. 6） 住吉公園（M. 6） 大浜公園（M. 12）	淡輪遊園（M. 44） 長野遊園（M. 41）	
阪 神 電 鉄	M. 38. 4		香櫨園（M. 40）	
箕面有馬電鉄	M. 43. 3	箕面公園（M. 31）		
阪堺電気軌道	M. 44. 12	浜寺公園（M. 6） 住吉公園（M. 6） 大浜公園（M. 12）		T. 4 南海鉄道に合併
京 阪 電 鉄	M. 43. 4		香里園（M. 43） 枚方遊園地（T. 1）	M. 44香里園廃止
大阪電気軌道	T. 3. 4	奈良公園（M. 13）	玉手山遊園地（M. 41） あやめ池遊園地（T. 15）	

（各電鉄会社社史より作成）

もと「一人に対する住宅面積が極めて狭い関係から、早くより郊外に住宅を構えて、市内に於て商業取引を為すと云ふ習慣が発達」⁵⁵⁾していたこともある。しかし、後に述べるように当初から郊外にある住宅と市内を連絡する目的で郊外電車が開設されたわけではない。実際、住宅地開発は郊外電車敷設後になされた各電鉄会社の乗客獲得戦術のひとつであった⁵⁶⁾。

箕面電鉄は会社創設後（M. 39. 1 創設）、早くも明治 42 年 3 月には池田に 27,000 坪の土地を購入している。当時のパンフレットにはこう書かれている。

美しき水の都は昔の夢と消えて、空暗き煙の都に住む不幸なる我が大阪市民諸君よ！…郊外生活に伴う最初の条件は交通機関の便利なるにありとす。箕面有馬電車は風光明媚なる沿線に郊外生活に最も適当なる三十万坪の土地を所有し、自由に諸君の選択に委せんとす…。⁵⁷⁾

ちなみに箕面公園付近は 61,920 坪の宅地が用意されていた。

「郊外住宅」あるいは「郊外生活」というライフ・スタイルを喧伝することは電鉄会社の歌い文句となる。

大阪において、郊外電車敷設にはどのような要因が働いたのか。大正 15 年 8 月に開催された第 1 回鉄道夏期大学の講演で当時蒲田電鉄専務であった五島慶太はこう述べている。

…先づ市街電車等の広告を皆様御覧になりましても明かなる通り、大阪へ参りますと云ふと総て人口を外へ引張り出す所の広告が多いのであります。やれ浜寺海水浴とか、奈良の鹿の角切りとか、奈良の紅葉とか、桜とか、京都の松茸狩とか、やれ宝塚とか、やれ箕面とか、…近郊へ人々を引張り出す所の広告が非常に多いのであります…⁵⁸⁾

かれが上に述べている行楽地はすべて郊外電車の沿線に位置している。明治 39 年の鉄道国有法により幹線道路は国が独占的地位を占め、以来、私鉄は局地的な戦術を余儀なくされた。大阪を起点とする郊外電車各社がとった戦術のひとつには行楽、遊覧による消費的性格の濃い経営であった。大阪からの主要な行楽地に大阪府の 4 公園それに奈良公園は含まれる。しかも、箕面有馬電鉄の箕面公園、大阪電気軌道の奈良公園はターミナルに位置している。とくに箕面公園はまさにその目的地となっている。各公園は地方自治体で維持管理され、また、電鉄会社からも援助を受け、独自の展開をする。

逆に公園側から見ると第 3 章で見てきたように、郊外電車のインパクトにより整備の条件が整う。かつての名勝地は一新され、「郊外生活」に不可欠な要素のひとつとして「郊外公園」があらたな価値を付与されることになる。

本稿作成にあたり、親切に利用の便をはかって頂いた大阪営林局、大阪府公文書館、大阪府庁議会議図書室に対し厚く御礼申し上げる。また、半田良一京都大学名誉教授には資料の所在について適切なアドバイスをいただいた。さらに、京都大学造園学研究室の中村一教授には拙稿に対し有益な助言をいただいた。ここに記して御礼申し上げたい。

引用文献ならびに注

- 1) 明治6年1月15日の公園設置に関する太政官布告第16号の布告文「三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等は迄群衆遊覧ノ場所…」
- 2) 『住吉区誌』S. 28, 70
- 3) 国立公文書館蔵, 『大蔵省考課状』租税寮明治六年七月ヨリ九月ニ至ル 第四十五号
- 4) 『大阪府会史』第一編, 大阪府内務部, 明治三十三年七月, 116
- 5) 『大阪府誌』第五編, 明治三十六年, 65
- 6) 『大蔵省考課状』租税寮明治六年十月ヨリ十二月ニ至ル 第四十九号
- 7) 国立公文書館蔵, 『例規類纂』第二卷, 明治十七年七月
- 8) 「勝区」という地目は明治6年3月, 太政官布告第114号として出された「地所名称区別」にはない。「官有地」のなかに「名所」という地目があり, おそらくこれに相当し, 慣用的に使われていたと思われる。また, 明治7年11月の「改正地所名称区別」にもなく, 「官有地第三種」に「名区」という地目が使われている。
- 9) 7) に同じ
- 10) 『大阪府令集』二自明治七年至同十二年, 大阪府, S. 46. 3, 169, ただし, 2月4日とあるのは誤植か, 原本『布告及布達』(M. 1. 1—18. 12) (大阪府公文書館蔵) には2月3日とある。
- 11) 第一条 従来各府県下ニ存在スル公共ノ財産ニシテ府県会区町村会及水利土功会ノ議定ニ付セサルモノハ其管理方法又ハ名義ノ如何ニ拘ラス府県知事ニ於テ其管理者又ハ関係者ノ意見ヲ聞キ其ノ所属ヲ定メ自今府県会若クハ区町村会ノ議定ヲ経テ府県知事若クハ郡区長戸長ニ於テ之ヲ管理スヘシ
第二条 前条ノ財産ニシテ地方税ハ区町村費ト経済ヲ異ニスルノ必要アルモノハ議会ノ決議ニヨリ別ニ経済ヲ立ツルコトヲ得
第三条 (略)
- 12) 『明治二十三年度大阪通常府会決議録(完)』, 214
- 13) 12) に同じ, 212
- 14) 12) に同じ, 213
- 15) 『明治二十四年度大阪通常府会議事録(天)』, 118—119
- 16) 15) に同じ, 122—123
- 17) 『明治二十四年度大阪通常府会決議録(完)』, 242—243
- 18) 17) に同じ, 244
- 19) 大阪営林局蔵, 『明治二十四年各地方往復』大阪大林区署
- 20) 『大阪府会史』第一編, 121
- 21) 大阪営林局蔵, 『明治二十五年分各地方往復(第二完)』大阪大林区署
- 22) 21) に同じ
- 23) 『明治二十九年通常大阪府会議事録(完)』, 123
- 24) 『大阪府会史』第一編, 122
- 25) 大阪営林局蔵, 『明治二十九年他官庁往復』大阪大林区署
- 26) 『大阪府会史』第一編, 122
- 27) 『明治三十一年度通常大阪府会議事録(坤)』, 225
- 28) 27) に同じ, 226
- 29) 『大阪府会史』第一編, 122
- 30) 29) に同じ, 123
- 31) 『大阪府公報』明治三十一年中, 号外他
- 32) 『大阪府会史』第二編, 明治四十三年七月, 107
- 33) 『社寺境内地処分誌』大蔵省管財局, S. 29. 4, 144
- 34) 『明治四十年度通常府会速記録』第三号, 7
- 35) 『大阪府会史』第二編, 106
- 36) 35) に同じ, 107
- 37) 本多林学博士口述『大阪府公園ノ改良方針』(「大正二年四月四日口述」の記載があり, 大正2年頃の刊行と思われる。)
- 38) 37) に同じ, 4—5
- 39) 37) に同じ, 10
- 40) 大阪府公文書館蔵, 『自明治四十二年至昭和十五年公園契約』大阪府
- 41) 『箕面市史』第三卷, S. 52. 3, 90
- 42) 箕面村事務報告書「明治三十六年事務報告書」, 『箕面市行政史料集』三(S. 58. 3)所収, 16
- 43) 同上「明治四十一年事務報告書」, 58
- 44) 同上「明治四十二年事務報告書」, 69
- 45) 『日本鉄道史』下篇, 大正10年8月, 760

- 46) 『京阪神急行電鉄五十年史』 S. 34. 6, 1
- 47) 『75年のあゆみ 〈写真編〉』 阪急電鉄株式会社, S. 57. 10, 5
- 48) 伊賀駒吉郎『三都比較大阪研究』大正4年8月, 918
- 49) 大阪府立中之島図書館蔵
- 50) 47) に同じ, 10
- 51) 『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告第二輯』名勝箕面山 (S. 7. 3) の付図「箕面山内茶店変遷図」による。
- 52) 『箕面有馬電鉄沿線遊覧案内』明治四十三年七月, 55
- 53) 『名勝案内全国著名旅館名録』帝国旅館調査所, S. 3. 12, 46
- 54) 大阪府公文書館蔵, 『自明治四十二年至昭和十五年公園契約』大阪府
- 55) 五島慶太「都市及近郊鉄道」, 『鉄道大学講座』(S. 1. 12) 所収, 294
- 56) すでにアメリカでは電鉄会社が乗客獲得のための手段に公園, 遊園地の設置を試みている。明治43年刊行された「電気鉄道経営論」(坪井鹿次郎著) の中でアメリカの電鉄会社経営の「公園及遊樂地」の実態についてこう書かれている。
 …鉄道会社は自己の営業上の見地より, 自ら公園又は遊樂場を設置して純益を上ぐる者少しとせず, 一九〇二年合衆国統計局に報告せる諸会社中此等の設備を有せる者は, 実に二百八十九の多きに及べり。
 しかし, 続けて「其の多くは収支相償はざるものあり。」と必ずしも成功しているとは限らないと断っている。表一に電鉄会社経営の遊園地を載せておいたが, 日本においても同様である。むしろ, 歴史性もあり社会資本として地方自治体が整備管理する公園にコミットすることが得策であった。
- 57) 『京阪神急行電鉄五十年史』, 118
- 58) 55) に同じ, 295

SUMMARY

Mt. Minō, a place of scenic beauty since remote ages, was designated to a public park in 1873, when the legislation of public parks started by the notification of the central government, in response to Osaka Prefecture's application. But its designation was recalled in a short time by the Department of Interior, which had jurisdiction over public parks since November in 1873. Then Osaka Pref. redesignated Mt. Minō as a scenic beauty zone, which was controlled by the Department of Interior. Osaka Pref. had not directly the right to use its zone. Since then, Osaka Pref. had been trying to secure its zone in order to use as a public park at the prefectural assembly in 1890 and 1895. After tough efforts Osaka Pref. could get in 1898 the order to permit the use of the national forest as a public park, from the Ministry of Agriculture and Commerce which controlled the national forests including Mt. Minō. Based on the Decree no.91 of Osaka Pref. Minō park was set up in May in 1898.

In 1910 Minō-Arima Electric Railway was opened between Osaka and Minō park. The full scale maintenance of Minō park was started from the same year by Osaka Pref. and the railway company. Through 1900s into 1920s the suburban electric trains, including Minō-Arima Electric Railway, had been expanding. By this expansion the suburban life began to gain in popularity as a new way of life. Here, we can find out that the worth of traditional scenic beauties were changing by degrees. We may have to understand some of traditional scenic beauties which had been transfigured into suburban parks as a new worth in suburban life.